

平成25年6月14日

## 超小型モビリティの運輸局長認定について ～全国で初めて～

超小型モビリティは、環境に優しく、人口減少・高齢化時代に対応するコンパクトなまちづくりに適した新たなカテゴリーの乗り物であり、国土交通省では超小型モビリティの開発・普及を進めています。

関東運輸局では、神奈川県から申請のあった超小型モビリティについて、6月14日に全国に先がけて運輸局長の車両認定を行ないました。

今後とも、関東運輸局は、公共交通を補完するものとして、手軽で活発な移動や、きめ細かなニーズに対応したサービス等の実施に向けて、超小型モビリティの本格普及・産業創出を促進します。

### 「超小型モビリティ」とは、

軽自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両。

### 「認定制度」とは、

これまで国土交通大臣が認定してきた試験運行の結果などを踏まえて、今年1月に国土交通省において「超小型モビリティ認定制度」が策定。同制度は、地方自治体や自動車メーカーなどの関係者が先導導入を行えるよう、安全・環境性能が低下しない一定の条件下で公道走行を可能とするためのものであり、地方運輸局長が認定。



(認定車両)

日産自動車 ニューモビリティコンセプト

### 今回の認定の概要

7月から、UR都市機構が神奈川県及び日産自動車(株)と協力のうえ、横浜市内及び横須賀市内のUR都市機構の賃貸住宅(団地)巡回管理業務用車両として運行します。

#### 連絡先

関東運輸局自動車技術安全部技術課

電話：045-211-7255

ファックス：045-201-8813